

入札説明書

埋設管老朽度調査委託

平成24年1月

奈良県水道管理センター

入 札 説 明 書

奈良県水道管理センターが実施する 埋設管老朽度調査委託 にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、下記3に掲げる者に説明を求めることができます。

1 公告日 平成24年1月26日

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 業務名

埋設管老朽度調査委託

(2) 業務場所

田原本町大網 外1箇所

(3) 業務期間

平成24年2月15日(予定)から平成24年3月28日

(4) 業務概要

埋設管老朽度調査 一式

鋼管φ400 1箇所

鋼管φ500 1箇所

3 契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒639-1041 大和郡山市満願寺町444-3

奈良県水道管理センター 総務課総務用地係

TEL0743-54-5985

4 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更正事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。))第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。

5 仕様書及び設計書等の貸与

- (1) 貸与期間 平成24年1月26日(木)から平成24年2月9日(木)
- (2) 貸与方法 3に示す場所に電話等で申込の後、CDで貸与します。

6 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者となった者に対し競争入札参加資格の確認を行います。参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合は、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

開札後、落札候補者となった者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。

(1) 申請書及び資料の受付

- ア 提出期限 平成24年2月13日(月)
午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除きます)

*次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

- イ 提出場所 3に同じ
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参に限ります。

(2) 申請書及び資料の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出された申請書及び資料は返却しません。
- エ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式1により作成してください。
- オ 競争入札参加資格確認資料は下記のとおりとし、次に従い作成してください。
過去15年以内に、送配水管(水道法に基づく水道施設)の老朽度調査の実績を有すること(公告第2の4)が判断できる業務実績を1件以上、別記様式2に記載してください。

記載した業務の実績が確認できる書類(契約書の写し、仕様書の写し等)を添付してください。

(3) 申請書及び資料作成説明会

実施しません。

(4) 申請書及び資料に関する問い合わせ先

3に同じ

(5) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面により説明を求めることができます。

- ①提出期限 平成24年2月17日(金) 午後5時まで
- ②提出場所 3に同じ
- ③提出方法 任意の様式による書面を持参してください。郵送及び電送によるも

のは受け付けません。

*落札候補者が次順位者である場合は、別途指示します。

イ 説明を求められたときは、平成24年2月22日（水）までに説明を求めた者に対し、書面による回答を郵送します。

7 入札方法等

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札書の提出は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「2月10日開札 埋設管老朽度調査委託 入札書在中」と朱書きし、入札書を入れた中封筒（直接提出する場合と同様に封印等の処理をしたもの）を入れ、水道管理センター所長あての親展とし、期限までに到着するように発送してください。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札にかかる入札書及び再度（2回目）入札にかかる入札書の同封を認めるものとします。
- (4) 初度入札にかかる入札書と共に再度入札にかかる入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札にかかる入札書と再度入札にかかる入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の書面に「埋設管老朽度調査委託にかかる入札書（初度入札）」又は「埋設管老朽度調査委託にかかる入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」）と各々朱書きしてください。
- (5) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札にかかる入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (6) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区分なく郵送されたとき又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の取り扱いとなります。
- (7) 貸与したCDも外封筒に同封してください。

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年2月10日（金） 午前10時
- (2) 場所 大和郡山市満願寺町444-3 奈良県水道管理センター会議室

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札心得又は入札条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うものとします。
- (2) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし

す。

ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（２回目）の入札を行う場合があります。

- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上ある場合は、開札後すぐに上記(1)の立会者により「くじ」で落札候補者（落札の優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。
- (4) 落札候補者が開札に立会していない場合は、決定後すぐに落札候補者になった旨連絡します。
- (5) 開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定し、後日その結果を閲覧に供します。

1 1 入札保証金及び契約保証金
免除します。

1 2 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号）第17条第1項の規定に基づき落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとします。

入札書

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

ただし、

工事名 埋設管老朽度調査委託

工事場所 田原本町大網 外1箇所

入札保証金	金	免除	円
うち現金	金		円
代用証券	金		円

入札及び契約条件を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

奈良県水道管理センター所長 中谷 昌憲 殿

入札者

住所

商号又は名称

代表者

印

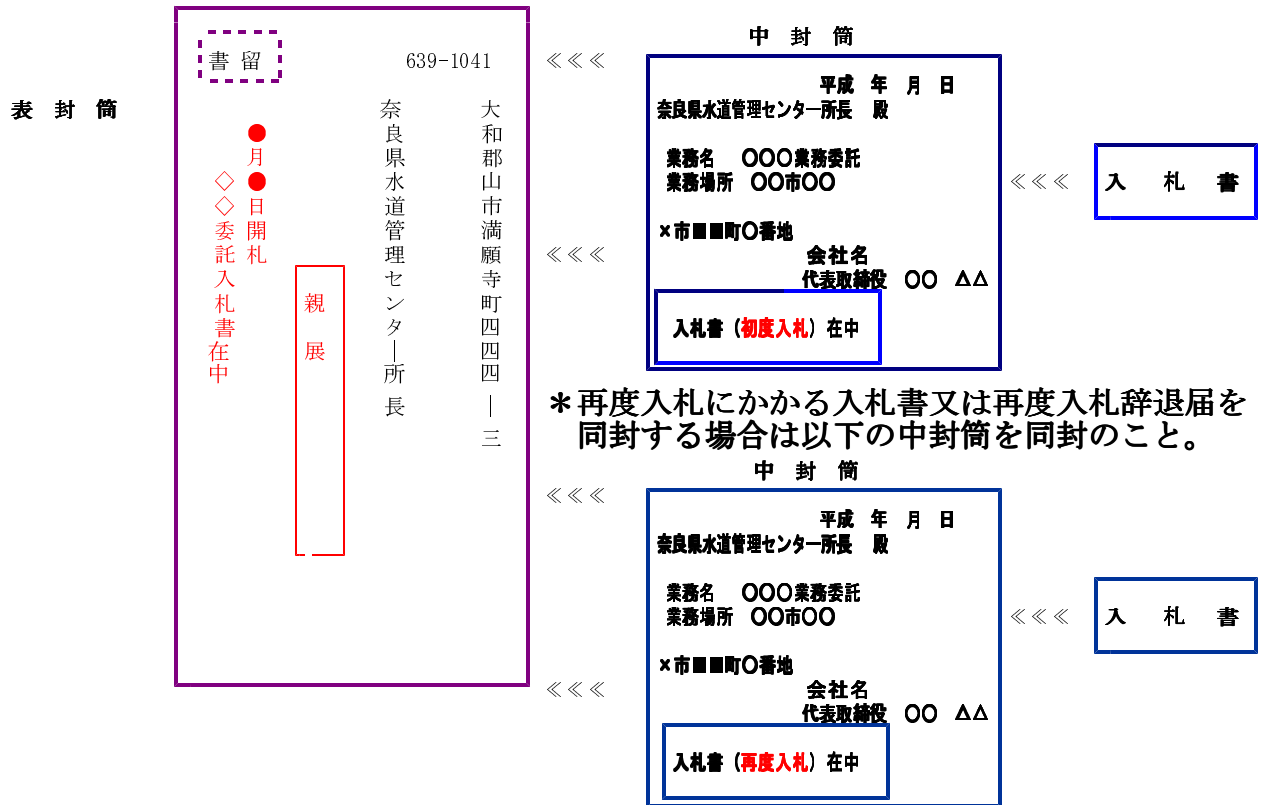
(注意) 入札書記載金額の直前に " ¥ " マークを記入すること。

入札に参加される皆様へ！

今回実施する下記業務委託に係る入札は、**一般競争入札**です。

また、入札書は郵便によってのみ受け付けますので、次の①から③に従って提出して下さい（これによらない入札は原則として無効となります）。

- ①入札書は、必ず**書留郵便**で送って下さい。
- ②「入札者」は、**本人名義に限り**、**代理人名義**での入札は認めません。
- ③入札書は二重封筒とし、**中封筒**に「入札書」を入れて封印し、表封筒に「2月10日開札 埋設管老朽度調査委託 入札書在中」と**朱書き**のうえ奈良県水道管理センター所長あての親展として下さい。



入札書の提出期限 平成24年2月9日（木）**午後5時 必着**

提出期限を過ぎて到着した入札書は無効となるほか、提出された入札書の書換え、変更、取消等はできませんのでご注意ください。

記

1. 業 務 名 埋設管老朽度調査委託
2. 入札（開札）年月日 平成24年2月10日（金） 午前10時00分
3. 留 意 事 項

●**入札執行回数は、2回までです。**

●次のような場合は、入札は**失格**となりますので注意してください

・初度入札にかかる入札書と再度入札にかかる入札書が同一の中封筒に同封されていた場合

●**一般競争入札による入札の注意事項。**

- ① 落札者となるべき同額の入札者が複数ある場合は、「くじ」で競争入札参加資格確認の順位を決定します（落札候補者としての順位を兼ねる）
- ② その他入札公告・入札説明書に従います

奈良県水道管理センター

(様式1)

競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

奈良県水道管理センター所長 中谷 昌憲 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

平成24年1月26日付けで公告のありました「埋設管老朽度調査委託」に係る競争入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、確認申請書及び添付資料の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

奈良県物品等に係る競争入札参加資格登録番号	
営業種目	

近畿圏内の	営業所名等	
営業拠点	所在地	

添付書類

1. 公告第2の4に掲げる資格があると判断できる書類（様式2）

(様式 2)

委託実績報告書

商号又は名称	
委託名	
発注者	
施工場所	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
契約金額	円
受注形態	
委託概要 (参加資格が確認できる内容を記載)	
備考	

◎委託実績の確認方法は以下により行います。

過去15年以内に、送配水管（水道法に基づく水道施設）の老朽度調査の実績を有することを示す書類（契約書、設計書及び仕様書等の写し等）を提出してください。

※契約金額は請負額とします。

※受注形態は単体又は共同企業体の別を記載してください。

※受注形態が共同企業体の場合は協定書の写しを添付してください。

※委託概要についてはできる限り詳細に記入してください。

なお、できるだけ最近の委託実績を記入してください。

委 託 契 約 書

- 1 委託業務名 埋設管老朽度調査委託
- 2 履行場所 田原本町大網 外1箇所
- 3 委託期間
平成 年 月 日から平成24年 3月28日まで
- 4 委託料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円
- 5 契約保証金
免 除

上記の委託業務について発注者と受注者は、次の条項により契約を締結し、信義誠実を持ってこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者

受注者

(総則)

第1条 受注者は、発注者の指示及び別紙仕様書に基づいて頭書の委託料をもって委託期間内に委託業務（以下「業務」という。）を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、第三者に対し、業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約により生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(業務の変更、中止等)

第3条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又はその実施を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 発注者が業務を打ち切ったことにより、受注者が損失を受けた場合における補償については、発注者及び受注者とが協議して定める。

(延期願)

第4条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により委託期間内に業務を完了し難い場合は、延期願により発注者の承認を受けなければならない。

(損害賠償責任)

第5条 受注者は、次に掲げる事由が生じたときには、ただちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受注者が業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 次条の規定により、この契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 主任技術者を配置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

(暴力団排除に係る解除)

第6条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第1号から第5号の

いずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合等による契約解除）

第7条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第65条又は第67条の規定による審決がなされ、当該審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条第1項の排除措置命令をし、その命令が同条第7項の規定により確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第50条第1項の納付命令をし、その命令が同条第5項の規定により確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（談合等による損害賠償の予定）

第8条 受注者は、第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償

金として、委託料の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号（不公正な取引方法）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（完了届）

第9条 受注者は、業務が完了したときは、ただちに発注者に完了届（成果物等を含む。）を提出しなければならない。

（完了の確認）

第10条 発注者は、前条の完了届のあった日から10日以内に検査等により業務の完了を確認するものとする。

- 2 前項の場合において、成果物等に不備のあるときは、受注者は、遅滞なく補正を行い、発注者に補正完了届を提出するものとする。

- 3 第1項の規定は、前項の補正について準用する。

- 4 発注者は、業務の完了を確認したときは、受注者に通知するものとする。

（委託料の支払）

第11条 受注者は、業務の完了を確認した旨の通知を受けたときは、発注者に委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、請求書の提出があった日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

- 3 発注者が別に支払計画を定め、受注者に通知した場合、受注者は支払計画のとおり委託料の精算払いを請求することができる。

（秘密の保持）

第12条 受注者は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を他にもらしては

ならない。これは、委託期間が終了した後も同様とする。

(契約書に記載のない事項)

第13条 この契約書に規定のない事項については、法令及び奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号）によるもののほか、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

入札条件

(業務委託用)

業務名
または
作業名

埋設管老朽度調査委託

履行期間

着手の日から 平成24年 3月28日 まで

入札日時

平成24年2月10日 午前10時

今回の入札は下記の条件により行います。

- 1 共通事項 別記事項のほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、奈良県営水道契約規程(昭和42年奈良県営水道企業管理規程第6号)その他の法令、規則などに基いて行います。

2 条件事項

入札方法	郵便入札	入札書宛先	所長
再度入札回数	1回まで	入札保証金	免除
契約保証	免除	前払金の請求	不可

※ 設計図書に対する質問は2月1日までに文書にて提出してください。

質問に対する回答は2月3日から閲覧に供します。

- 3 入札辞退 入札を辞退される時は「入札辞退届」を提出して下さい。
4 入札中止条件 入札手続執行途中で入札参加可能者が3者未満となったときあるいは入札時に入札参加者が3者未満となった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止する場合があります。
5 落札者が同一または連続した場所を施行中の場合は、落札金額で契約した後、直ちに諸経費を再計算して減額の変更契約を行います。

受注者名
または
請負者名

契約日 年 月 日

着手日 年 月 日

契約金額
(内、消費税相当額及び地方消費税相当額)

円
(円)

完成日 年 月 日

● 契約書類は落札日から5日以内(休日・週休日を含む)に提出して下さい。

1. 入札者心得

- 入札室においては、静粛にしなければならない
- 入札者(その代理人を含む。以下同じ。)以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。また代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- すでに投函した入札書の引き替え、変更又は取消しは認めない。
- 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 次の各号に該当する入札は、無効又は失格とする。
 - 入札書に記名押印を欠く入札
 - 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - 同一入札者がなした2以上の入札
 - 入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - その他入札条件に違反した入札
- 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額である。
- 入札手続執行途中で入札参加可能者が3者未満となったときあるいは入札時に入札参加者が3者未満となった場合は、その段階で入札手続または入札を中止する場合があります。

※ 閲覧後は、本仕様書を必ず返却してください。

奈良県水道局

2. 提出書類 (各様式は、奈良県水道局ホームページよりダウンロードできます)

<委託業務>

※ 対象業務 = 点検業務その他委託業務の場合、次の様式等で手続きしてください。

提出先	提出書類名	部数	備考
契約係	◎契約締結時		
	1 委託契約書 (請負額 100 万円未満は「請書」でも可) 2 課税事業者届、免税事業者届	2 部 1 部	税込み額を記入のこと
監督員	1 現場代理人及び主任技術者等選任届 経歴書	1 部	…項目 4 参照
	2 業務着手届	1 部	
	3 業務工程表	1 部	
監督員	◎月払（4 半期払）請求時		…項目 6 参照
	1 業務部分完了届 2 請求書・請求内訳書	1 部 1 部	
監督員	◎貸与品等		
	1 貸与物品、支給品受領書 2 支給品精算書	1 部 1 部	受領したとき 使用済み時、または年度末日
監督員	◎設計変更時		
	1 変更契約書 2 業務工程表（変更）	2 部 1 部	

提出先	提出書類名	部数	備考
契約係	◎履行期間延期時		
	1 変更契約書	2 部	

監督	2 履行期間延長請求書	1 部	
	3 業務工程表（変更）	1 部	
監督員	◎完了時		
	1 業務完了届 2 請求書	1 部 1 部	
契約係	◎その他		
	・口座振替申出書兼相手方登録依頼書 (お願い) 工事代金の支払いに係る振替先口座については、完了払い、前払いを問わず、県内金融機関を優先してご利用ください。	1 部	・代金支払口座を新規または変更登録するときに提出してください ・完了払いと前払いの口座は別口座としてください。

※上記の他、仕様書等に記載されている書類を提出して下さい。

<運転等管理業務委託>

※ 対象業務 = 運転等管理業務委託を行う場合には次の様式等で手続きしてください。

提出先	提出書類名	部数	備考
契約係	◎契約締結時		
	1 委託契約書 (請負額 100 万円未満は「請書」でも可) 2 課税事業者届、免税事業者届	2 部	税込み額を記入のこと
監督員	3 業務総括責任者選任届、 業務従事者選任届、経歴書	1 部	…項目 4 参照
	4 業務着手届	1 部	
	5 業務工程表	1 部	
	6 委任（下請負）承諾申請書・通知書	1 部	

	提出書類名	部数	備考
監督員	◎月払（四半期払）請求時		…項目6参照
	1 業務完了届 2 請求書・請求内訳書	1部 1部	
監督員	◎貸与品等		
	1 貸与物品、支給品受領書 2 支給品精算書	1部 1部	受領したとき 使用済み時、または年度末日
契約係	◎設計変更時		
監督員	1 変更契約書	2部	
	2 業務工程表（変更）	1部	
契約係	◎履行期間延期時		
監督員	1 変更契約書	2部	
	2 履行期間延期願 3 業務工程表（変更）	1部 1部	
監督員	◎完了時		
	1 業務完了届 2 請求書	1部 1部	
契約係	◎その他		
	・口座振替申出書兼相手方登録依頼書（お願い） 工事代金の支払いに係る振替先口座については、完了払い、前払いを問わず、県内金融機関を優先してご利用ください。	1部	・代金支払口座を新規または変更登録するときに提出してください ・完了払いと前払いの口座は別口座としてください。

※上記の他、仕様書等に記載されている書類を提出して下さい。

3. 契約保証

奈良県水道局契約規程により、契約保証金の支払いを免除します。

4. 契約の不締結

- 落札決定後、契約締結までの間に、落札者（共同企業体の場合は構成員の一部）が次のいずれかに該当するときは、契約を締結しません。
 - （1） 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4に該当するとき。
 - （2） 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領の規定による入札参加停止を受けたとき。
 - （3） 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定により更生手続開始の申立をしたとき又は申立をなされたとき。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなします。
 - （4） 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立をしたとき。
 - （5） 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立をしたとき又は申立をなされたとき。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなします。
- 落札者が共同企業体の場合は、前項に規定する構成員を除いて共同企業体協定書の変更を申し出た場合においては、変更後の共同企業体の構成員が、代表者を含め〇者以上である場合は、一部変更の仮契約を締結することがあります。

5. 技術者について

下記の者を選任して、氏名、その他必要な事項を届け出て下さい。

7. 点検等業務委託

- ・主任技術者…現場における業務の技術上の管理をつかさどる者
- ・現場代理人…現場に常駐し、業務に関する一切の事項を処理する者

主任技術者と現場代理人は兼ねることができます。

4. 運転等管理業務委託

- ・業務総括責任者…作業履行の技術上の管理を行う者

6. 前払金

前払金の支払いは行いません。

7. 月払い及び四半期払い

下記の場合に委託料を請求することができます。

(請求日より30日以内に委託料を支払います。)

・ **業務委託料の月払い(4半期払い)**

指定した業務委託について、別途水道局が作成する支払い計画書に基づいて月払い(四半期払い)を請求することができます。

8. 再委託等について

業務を一括して再委託することと、設計図書で指定した主たる部分並びに設計図書で再委託を禁止した部分について第3者に委任し、または請け負わせてはいけません。

9. 業務実施上の注意

- a. 各業務とも設計仕様書のほか、奈良県土木部編「土木設計業務等委託必携」に記載の共通仕様書に基づき細心の注意を持って業務に当たること。
- b. 業務の実施に際して、事故や住民から苦情等があったときは、直ちに監督員に報告すること。
- c. 業務実施に必要な官公庁への諸手続は、原則として請負者が行うこと。

奈良県土木部編「土木設計業務等委託必携」は奈良県測量設計業協会にて販売しています。
(奈良市八条3丁目 650-7 番地)
Tel 0742-63-2557

10. 著作権について

業務成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物の引き渡し時に、奈良県知事に無償譲渡するものとします。

11. その他

○県内金融機関の利用について
工事代金の支払いに係る振替先口座については、県内金融機関を優先してご利用いただきますようお願いします。

<お知らせ>

- ①本県においては、平成14年4月より、契約書に「談合等による解除」及び「損害賠償の予定」条項を設け、不正に対して今まで以上に厳正に臨むこととしております。
- ②談合等と疑わしい事態が発生した場合には、全入札参加者から「工事費内訳書」を提出いただき、事情聴取することがありますのであらかじめご了承ください。
- ③契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。
また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。
- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、県が受注者に対して下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- ④上記③(8)の届出を怠った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。
- ⑤平成19年5月1日付けで契約規程の一部を改正し、契約締結権限の一部を知事から水道局長又は水道局総務課長に委任しました。
ついては、一部の契約について、水道局長又は水道局総務課長が奈良県水道局の契約名義人になる場合がありますのであらかじめご了承ください。